



## 別 紙

### 1. 変更の内容

検査を受けようとする期日における別添 2 の記載を変更する。

(変更前)

別添 2

検査の対象	検査を受けようとする期日			
・加工設備本体 ・貯蔵施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・非常用設備 ・核燃料物質の検査設備及び計量設備 ・主要な実験設備	施設定期検査期間：平成25年9月頃～未定			
	第14回（平成25年度） 検査受検期間 平成26年2月3日 ～ 平成26年11月11日 <sup>※1</sup>	第14回（平成26年度） 検査受検期間 平成27年2月9日 ～ 平成27年3月31日	第14回（平成27年度） 検査受検期間 平成28年1月12日 ～ 平成28年2月15日	第14回（平成28年度） 検査受検期間 平成29年2月15日 ～ 平成29年4月18日 <sup>※2</sup>

※1 新規規制基準適合性の観点から「第1種管理区域の負圧確認検査」の検査内容として建物の健全性確認が追加となったため、受検期間が延長となった。

※2 平成29年2月22日の廃棄施設「放射性液体廃棄物施設の液面高検知器の警報作動検査」及び平成29年2月27日の廃棄施設「負圧警報設備の警報作動検査」において検査前条件に不備があり、検査を中断した。当該検査前条件に対する不適合の原因究明及び是正処置、並びにその水平展開を行った後に、施設定期検査を再開した。

検査の対象	検査を受けようとする期日			
・加工設備本体 ・貯蔵施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・非常用設備 ・核燃料物質の検査設備及び計量設備 ・主要な実験設備	施設定期検査期間：平成25年9月頃～未定			
	第14回（平成29年度） 検査受検期間 平成30年3月12日 ～ 平成30年11月13日 <sup>※3</sup>	第14回（平成30年度） 検査受検期間 平成31年3月19日 ～ 平成31年4月5日 <sup>※4</sup>	第14回（令和元年度） 検査受検期間（予定） 令和2年1月20日 ～ 令和2年2月21日 <sup>※5</sup>	—

※3 平成29年11月、他ウラン加工施設の排気ダクト開口事象を踏まえ、自主的に加工工場内の排気ダクトの点検を実施したところ、第1加工棟天井裏の排気ダクトに開口部が発見された。当該不適合に係る排気ダクトの設計変更及び工事は、規制基準適合のための設工認を申請し、認可後に実施する計画である。このため、第1加工棟の気体廃棄設備に係る施設定期検査「気体廃棄設備の処理能力検査」、「濾過装置の性能確認検査」、「第1種管理区域の負圧確認検査」及び「設備内風速の確認検査」の4項目のうち当該排気ダクトに係る検査は、平成29年度の検査を受検できる状態ではない。以上のことから、未受検の検査は使用前検査合格後に受検することとする。

※4 下記施設定期検査の項目の対象設備は、平成31年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、平成30年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・可燃性ガス漏えい検知設備の警報作動検査
- ・過加熱防止のインターロック作動検査
- ・焼結炉の冷却水圧力低下の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査

※5 下記施設定期検査の項目の対象設備は、令和2年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、令和元年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・可燃性ガス漏えい検知設備の警報作動検査
- ・過加熱防止のインターロック作動検査
- ・焼結炉の冷却水圧力低下の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査

(変更後)

別添2

検査の対象	検査を受けようとする期日			
・加工設備本体 ・貯蔵施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・非常用設備 ・核燃料物質の検査設備及び計量設備 ・主要な実験設備	施設定期検査期間：平成25年9月頃～未定			
	第14回（平成25年度） 検査受検期間 平成26年2月3日 ～ 平成26年11月11日 <sup>※1</sup>	第14回（平成26年度） 検査受検期間 平成27年2月9日 ～ 平成27年3月31日	第14回（平成27年度） 検査受検期間 平成28年1月12日 ～ 平成28年2月15日	第14回（平成28年度） 検査受検期間 平成29年2月15日 ～ 平成29年4月18日 <sup>※2</sup>

※1 新規規制基準適合性の観点から「第1種管理区域の負圧確認検査」の検査内容として建物の健全性確認が追加となったため、受検期間が延長となった。

※2 平成29年2月22日の廃棄施設「放射性液体廃棄物施設の液面高検知器の警報作動検査」及び平成29年2月27日の廃棄施設「負圧警報設備の警報作動検査」において検査前条件に不備があり、検査を中断した。当該検査前条件に対する不適合の原因究明及び是正処置、並びにその水平展開を行った後に、施設定期検査を再開した。

検査の対象	検査を受けようとする期日			
・加工設備本体 ・貯蔵施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・非常用設備 ・核燃料物質の検査設備及び計量設備 ・主要な実験設備	施設定期検査期間：平成25年9月頃～未定			
	第14回（平成29年度） 検査受検期間 平成30年3月12日 ～ 平成30年11月13日 <sup>※3</sup>	第14回（平成30年度） 検査受検期間 平成31年3月19日 ～ 平成31年4月5日 <sup>※4</sup>	第14回（令和元年度） 検査受検期間（予定） 令和2年2月3日 ～ 令和2年3月31日 <sup>※5, ※6</sup>	—

※3 平成29年11月、他ウラン加工施設の排気ダクト開口事象を踏まえ、自主的に加工工場内の排気ダクトの点検を実施したところ、第1加工棟天井裏の排気ダクトに開口部が発見された。当該不適合に係る排気ダクトの設計変更及び工事は、規制基準適合のための設工認を申請し、認可後に実施する計画である。このため、第1加工棟の気体廃棄設備に係る施設定期検査「気体廃棄設備の処理能力検査」、「濾過装置の性能確認検査」、「第1種管理区域の負圧確認検査」及び「設備内風速の確認検査」の4項目のうち当該排気ダクトに係る検査は、平成29年度の検査を受検できる状態ではない。以上のことから、未受検の検査は使用前検査合格後に受検することとする。

※4 下記施設定期検査の項目の対象設備は、平成31年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、平成30年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・可燃性ガス漏えい検知設備の警報作動検査
- ・過加熱防止のインターロック作動検査
- ・焼結炉の冷却水圧力低下の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査

※5 下記施設定期検査の項目の対象設備は、令和2年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、令和元年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・可燃性ガス漏えい検知設備の警報作動検査
- ・過加熱防止のインターロック作動検査
- ・焼結炉の冷却水圧力低下の警報作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査

※6 令和元年12月の設備点検において、「搬送設備の停電時保持能力検査」及び「給・排気用送風機の起動停止シーケンスの作動検査」の検査対象設備の一部に補修が必要と判断し当該設備の検査は補修後に受検可能となること並びに令和2年2月6日の「設備内風速の確認検査」において施設定期自主検査の記録の一部に不備があり原因究明、是正処置及び水平展開の後に受検可能となることから、受検期間を令和2年3月31日に延長する。

## 2. 変更の理由等

令和元年12月の設備点検において、「搬送設備の停電時保持能力検査」及び「給・排気用送風機の起動停止シーケンスの作動検査」の検査対象設備の一部に補修が必要と判断し当該設備の検査は補修後に受検可能となること並びに令和2年2月6日の「設備内風速の確認検査」において施設定期自主検査の記録の一部に不備があり原因究明、是正処置及び水平展開の後に受検可能となることから、受検期間を令和2年3月31日に延長するため。